

(証券コード 6059)
2022年6月7日

株 主 各 位

福岡県北九州市小倉北区熊本二丁目10番10号
株式会社ウチヤマホールディングス
代表取締役社長 山 本 武 博

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上ご返送いただくか3頁に記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご参照の上、インターネットによりご行使いただくか、いずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。2022年6月22日（水曜日）午後5時00分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月23日（木曜日）午前10時
2. 場 所 福岡県北九州市小倉北区浅野1丁目1番1号
JR九州ステーションホテル小倉 5階「飛翔の間」
3. 目的事項
報告事項
 1. 第16期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第16期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
 - ◎当社は、法令及び定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.uchiyama-gr.jp>）に掲載しておりますので、株主総会招集通知添付書類には記載しておりません。
 - ①事業報告の「会社の株式に関する事項」
 - ②事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」
 - ③事業報告の「会計監査人に関する事項」
 - ④事業報告の「会社の体制及び方針」
 - ⑤連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
 - ⑥連結計算書類の「連結注記表」
 - ⑦計算書類の「株主資本等変動計算書」
 - ⑧計算書類の「個別注記表」なお、株主総会招集通知添付書類に記載されている事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査等委員会が監査報告、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.uchiyama-gr.jp>）に掲載させていただきます。
 - ◎新型コロナウイルス感染への対応につきましては、次頁をご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

＜新型コロナウイルス感染防止の対応について＞

- 株主総会の運営に関わるスタッフは、必要に応じてマスクを着用させていただきます。
- 今回の株主総会におかれましては、事前の議決権行使をご検討ください。
- 株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめの上、ご無理のないようお願い申し上げます。
- 基礎疾患のある方や体調のすぐれない方は、ご出席をお控えください。
- ご出席される株主様におかれましては、マスクの着用や、会場に用意した消毒液のご使用など、感染予防に向けたご配慮・ご協力をお願いいたします。

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2022年6月22日（水曜日）の午後5時00分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコンによる方法

- ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記2.（1）パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、経済活動が停滞し、景気は急速に悪化しました。緊急事態宣言解除後は一時的に持ち直しの兆しがみられたものの昨年末の感染再拡大以降、収束の見通しが立たず、依然として不安定な状態で推移しており極めて厳しい状態が続いております。

このような経営環境下におきまして、当社グループでは、各セグメントにおいて新型コロナウイルス感染症の拡大防止を優先課題として捉えるとともに、経営への影響を考慮した対応策を検討し、推し進めてまいりました。

経費面におきましても、コスト削減を進めることで経営の効率化を行い業績の安定化を図りました。

この結果、当連結会計年度の売上高は24,958,158千円（前年同期比4.9%増）、営業損失は529,169千円（前年同期は営業損失1,085,213千円）、経常損失は169,994千円（前年同期は経常損失616,781千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は650,043千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失2,231,376千円）となりました。なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等の適用により、売上高は25,075千円減少し、営業損失、経常損失はそれぞれ801千円増加しております。

① 介護事業

介護事業におきましては、障がい児通所支援事業放課後等デイサービスを2事業所、介護付有料老人ホームを4カ所開設しました。これらにより、当連結会計年度末時点での営業拠点は116カ所196事業所となりました。

かねてより推し進めてきた産学官連携におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響から、精力的な活動は控えておりましたが、可能な範囲で有効な取り組みを行うように努めております。

新規入居につきましては、ご本人、ご家族、病院等との連携を図り安全確認を十分に行った上で、積極的に受入れを行っております。それらの結果、当連結会計年度での既存施設の平均入居率は92.3%（前年同期既存平均入居率94.8%）と安定的に推移しました。

一方で、経費面では、正規社員の採用を増やし、派遣社員割合を減らすなどしてコストの低減に努めております。なお、売上高は20,553,491千円（前年同期比2.7%増）、セグメント利益は1,302,373千円（同12.9%減）となりました。

② カラオケ事業

カラオケ事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の為の外出自粛要請や営業時間短縮要請等により、厳しい経営環境下におかれましては。引き続き、店舗設備における清掃、従業員の出勤前の検温、マスクの着用、手指消毒の実施等、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底することで、店舗の衛生環境の整備に取り組んでおります。それらの結果、売上高は2,769,962千円（前年同期比12.6%減）、セグメント損失は987,012千円（前年同期はセグメント損失1,271,276千円）となりました。また、収益認識会計基準等の適用により、売上高は8,363千円減少し、セグメント損失は801千円増加しております。

なお、当連結会計年度において退店を5店舗行ったことから、当連結会計年度末時点での店舗数は83店舗（前年同期88店舗）となりました。

③ 飲食事業

飲食事業におきましては、退店を2店舗行ったことにより、当連結会計年度末時点での店舗数は11店舗となりました。なお、カラオケ事業同様に新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営環境が続いております。この結果、売上高は263,142千円（前年同期比23.0%減）、セグメント損失は155,408千円（前年同期はセグメント損失227,207千円）となりました。

④ 不動産事業

不動産事業におきましては、賃貸不動産の仲介業務等に加え、大型の販売用不動産の売却を行ったことにより増収増益となっております。この結果、売上高は1,205,856千円（前年同期比658.8%増）、セグメント利益は284,732千円（同820.3%増）となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は16,711千円減少しておりますが、セグメント利益に与える影響はありません。

⑤ その他

その他におきましては、ホテル事業において、カラオケ事業、飲食事業同様に新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい事業環境が続いておりますが、お客様に安心してご利用頂くために感染予防・感染拡大防止対策に取り組みました。また、当連結会計年度より連結の範囲とした合併会社PT. Sawayaka Fujindo Indonesiaの職業訓練事業を含めることといたしました。この結果、売上高は165,705千円（前年同期比38.3%増）、セグメント損失は118,594千円（前年同期はセグメント損失103,326千円）となりました。

セグメント別売上高

区 分	前連結会計年度	当連結会計年度
介 護 事 業	20,005 百万円	20,553 百万円
カ ラ オ ケ 事 業	3,169	2,769
飲 食 事 業	341	263
不 動 産 事 業	158	1,205
そ の 他	119	165
合 計	23,795	24,958

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、1,376百万円であり、その主なものは、介護事業における介護施設の新設となります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、新株発行及び社債発行等の特段の資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは「幼・青・老の共生」をコンセプトとして、「幼年～青年～老年、共に楽しく過ごせる社会作り」を目指し、介護施設やカラオケ店舗の運営を中心とした事業展開を図っております。

今後は、国内外の経済情勢、自然災害、新型コロナウイルス感染症等の影響についても留意しつつ、更なる広域展開を志向し、各事業子会社、各事業セグメントにおける対処すべき課題を適宜精査し、その都度適切な対応策を講じてまいります。

(継続企業の前提に関する重要事象等)

当社グループは、政府、自治体による「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」の発出による店舗の臨時休業及び営業時間の短縮等、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前である前々年度と比較して、売上高が大幅に減少し、2期連続で営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。

ワクチン接種の進行により経済活動への制限は徐々に緩和されておりますが、新型コロナウイルス感染症の再拡大の懸念に加え、国際情勢の不安定化、原材料価格の高騰等、依然として先行きは不透明であることを踏まえると、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

事業面におきましては、店舗の閉店や各種固定費の圧縮などコスト削減に努めると共に、withコロナ・アフターコロナの社会においては当面、消費や投資に慎重になる傾向が継続すると考え、新しい生活様式を意識した営業スタイルやビジネスモデルの確立、商品開発等に取り組んでおります。

資金面においても、当社グループの当連結会計年度末日現在の現金及び預金残高12,047,510千円に加え、当座貸越の未実行残高9,238,200千円と当面の資金を確保していることから、重要な資金繰りの懸念はありません。

従って、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

なお、当社グループとして、現在事業の拡大・推進にあたり重要な課題として認識している事項は、以下のとおりであります。

(全社)

① 人材育成の方針

当社グループの属する介護業界、カラオケ業界及び飲食業界では慢性的に労働力不足の問題を抱えております。当社グループにおきましては、対応策として採用に力を入れるのはもちろんですが、OJTを中心とした技術指導だけではなく、従業員研修制度に基づく各種取り組みにおいて個々の成長をフォローし、職責や当社グループに対するロイヤリティを高めることで定着率の安定化を図ってまいります。

② 管理体制の強化

当社グループとして、今後事業規模を拡大していくにあたり、人材の育成とともに管理体制を強化し、企業統治をより機能的に行っていくことが重要であると考えております。当社グループにおいては、管理・統制機能を担う各管理部門及び経営企画室を持株会社である当社に集約し、企業グループとして一体的な管理ラインを構築・運用することで、正確かつ効率的な企業統治に努めております。

(介護事業)

① 事業展開地域の拡大

当社グループは、介護事業の中心となっている介護付有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）については、介護保険施設等にかかる総量規制の対象となっていることから、従来以上にスピード感をもって新規開設を図るべく、全国の自治体による公募に参加し、開設の認可を得られるように努めると同時に、親和性のある新規事業の開発に関する情報等も積極的に収集するなどして、事業規模拡大の方策を検討してまいります。

② 接遇レベルの向上

当社グループの介護施設の入居者のほとんどの方が要介護認定者であり、そのような方々に快適な生活を提供するためには、自立支援の観点を持ち、過剰なサービスとならないために配慮することが不可欠であり、その見極めには知識や経験、正しい情報が必要となります。それらを適切に行っていくためにも、自社の研修制度を充実させ、それらを通じて、従業員の能力向上を図るとともに、本質的なサービスの質の向上を果たし、少しでも多くの入居者の満足感や信頼が得られるように努めております。

③ 施設レベルの向上

介護施設において、利用者に安心、安全にお過ごし頂くためには、介護職員による接遇レベルの向上のみならず、施設の安全性や信頼性を確保する必要があります。当社グループでは、災害時を想定した防災訓練の実施や、日々のクリンリネスの徹底、厨房の衛生検査の実施などにより、安全、衛生管理に取り組んでおります。また、介護事業においては、介護保険法や老人福祉法をはじめとする関係法令の周知は不可欠であることから、研修委員会等を通じて知識や技術指導を行うとともに、コンプライアンス委員会主導の下、コンプライアンス推進会による法令全般に係る指導の徹底に努めております。

④ 有資格者の確保

介護サービスの提供にあたり、看護師やケアマネジャー、介護福祉士等の有資格者の確保は不可欠であり、法令遵守の観点からも、有資格者の安定した雇用は重要な課題であると考えております。当社グループでは、有資格者の採用にあたって、知識・経験等を十分に考慮するとともに、入社後においても、能力や実績に応じて適宜待遇面の見直しを行うなどして、安定的な採用と定着率の向上を図っております。

(カラオケ事業・飲食事業)

① 遠隔店舗の店舗力強化

当社グループのカラオケ事業及び飲食事業は、福岡県を中心とした九州地区から関東まで、広範囲に渡る地域展開を行ってまいりました。今後も全国展開を継続していくためには、各店舗が安定的に収益を生み出すことが必要であり、そのためには、管理体制、教育体制の強化を図り、迅速な問題の把握とその解決に努めなければならないと考えております。web会議等を活用し遠隔店舗の情報を迅速に掴むとともに、店舗力の客観評価を行い、適切に改善策、対応策を打ち出すことができる体制の構築に努めてまいります。

② 競争激化と他社との差別化

カラオケ事業及び飲食事業においては、各地域での競合が激しさを増しております。当社グループとしては、競争力のある商品力、サービス力、価格設定等を随時検討するとともに、既存店舗の業態変更やリニューアルを行うなどして、対応策を講じてまいります。

③ 衛生管理の強化

衛生上の事故を予防し、顧客の信頼を保つことは、継続的に運営する上での前提となります。当社グループでは、専任の環境パトロール担当者を設置し、クリンリネスのチェックを行っている他、全店舗において外部業者による定期的な衛生検査を導入しており、客観的な検証を通して衛生管理の精度の向上に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	2019年3月期 第13期	2020年3月期 第14期	2021年3月期 第15期	2022年3月期 (当連結会計年度) 第16期
売 上 高	27,209,311 千円	30,295,077 千円	23,795,670 千円	24,958,158 千円
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	1,326,222 千円	1,321,019 千円	△616,781 千円	△169,994 千円
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	1,102,209 千円	2,652 千円	△2,231,376 千円	△650,043 千円
1株当たり当期純利益 又は1株当たり 当期純損失(△)	57.02 円	0.14 円	△115.43 円	△33.63 円
総 資 産	30,072,034 千円	29,622,290 千円	29,750,166 千円	30,570,447 千円
純 資 産	16,229,899 千円	16,078,205 千円	13,674,467 千円	12,885,201 千円
1株当たり純資産額	839.58 円	831.73 円	707.38 円	666.56 円

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第16期の期首から適用しており、第16期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
2. 当社は、第13期(2019年3月期)より「株式給付信託(J-E S O P)」制度を導入し、1株当たり純資産額の算定上、「株式給付信託(J-E S O P)」制度の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社さわやか倶楽部	100,000 千円	100 %	介護事業・不動産事業・その他
株式会社ボナー	84,800 千円	100	カラオケ事業・飲食事業・不動産事業
PT.Sawayaka Fujindo Indonesia	2,500 百万 IDR	60 (60)	職業訓練事業等

- (注) 1. 「当社の出資比率」欄の()内の数字は間接所有割合であります。
2. 前連結会計年度において、連結子会社であったBonheure(Thailand)Co., Ltd.は、当連結会計年度に全株式を売却したことにより、また、KANTEKIYA(THAILAND)CO.,LTD.は、当連結会計年度に清算したことに伴い、連結子会社から除外しております。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事業	事業内容
介護事業	有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅、グループホーム、ショートステイ、ヘルパーステーション、ケアプランセンター、デイサービスセンター、小規模多機能型居宅介護施設、訪問看護ステーション、障がい児通所支援事業放課後等デイサービス、事業所内保育事業所の運営
カラオケ事業	カラオケ店（コロッケ倶楽部）の運営
飲食事業	飲食店（かんできや、再生酒場、鳥くらぶ、フジヤマ桜、うるちや、ハイボールバー銀天街1923等）の運営
不動産事業	不動産の賃貸・管理・仲介・売買等
その他の (ホテル事業、職業訓練事業)	ホテル事業における宿泊及び飲食・サービスの提供等 職業訓練事業（教育）における訪日予定外国人及び技能実習生の育成等

(8) 主要な事業所及び店舗等

① 当 社

・本社 福岡県北九州市小倉北区熊本二丁目10番10号

② 重要な子会社

(介護事業)

株式会社さわやか倶楽部

・本社 福岡県北九州市小倉北区

・介護施設等 116カ所196事業所

都道府県	拠 点 数	事業所数	都道府県	拠 点 数	事業所数	都道府県	拠 点 数	事業所数
北 海 道	4	6	埼 玉 県	7	7	和 歌 山 県	1	1
秋 田 県	4	6	静 岡 県	2	2	岡 山 県	5	7
新 潟 県	4	8	愛 知 県	4	8	山 口 県	1	1
福 島 県	2	3	三 重 県	1	2	愛 媛 県	2	5
神 奈 川 県	2	2	京 都 府	2	4	福 岡 県	53	102
千 葉 県	6	7	大 阪 府	3	4	大 分 県	3	6
栃 木 県	6	10	兵 庫 県	4	5	合 計	116	196

(カラオケ事業・飲食事業)

株式会社ボナー

・本社 福岡県北九州市小倉北区

・カラオケ店舗 83店舗

都 道 府 県	店 舗 数	都 道 府 県	店 舗 数	都 道 府 県	店 舗 数
東 京 都	4	三 重 県	1	熊 本 県	3
神 奈 川 県	1	広 島 県	2	大 分 県	8
茨 城 県	2	山 口 県	8	宮 崎 県	5
静 岡 県	1	福 岡 県	31	鹿 児 島 県	3
兵 庫 県	1	佐 賀 県	4	沖 縄 県	6
滋 賀 県	1	長 崎 県	2	合 計	83

・飲食店舗 11店舗

都 道 府 県	店 舗 数	都 道 府 県	店 舗 数
東 京 都	2	大 分 県	2
福 岡 県	7	合 計	11

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
2,206 名	10名増

(注) 上記従業員には、臨時従業員（パートタイマー、嘱託、顧問及び派遣社員）2,251名は含んでおりません。

② 当社の従業員数

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
31名	1名減	42.9歳	10.8年

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 残 額
株式会社西日本シティ銀行	3,728,727 千円
株式会社広島銀行	1,595,990
株式会社三井住友銀行	1,152,918
株式会社みずほ銀行	1,028,982
農林中央金庫	980,710

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、企業の社会性を重視し、社会貢献活動として様々な取り組みを行い、地域との密着を図っています。

その一環としてチャイルドスポンサーシップへの寄付活動やラオスでの小学校建設を通じて、貧困や病気、災害、紛争などに苦しむ世界の子供たちの支援を行っているほか、NPO法人テラ・ルネッサンスによる元子ども兵社会復帰プロジェクトにも寄付を行っています。

そのほか、路上生活の方々へ週一回、炊き出しの支援活動も行っております。一人でも多くの方に支援の手が差し伸べられるように取り組んでおります。

2005年3月の福岡西方沖地震や2011年3月の東日本大震災では、当社グループの高齢者施設で高齢被災者の方々の無償受け入れを行いました。2016年4月14日に発生した熊本地震におきましても、翌日には被災された高齢者の方々の無償受け入れを表明し、38名の受け入れを行いました。

また、被災直後にはお米や飲料水、食料品、衣料品、生活備品等の支援物資の調達と運搬を行ったほか、被災から約1年となる2017年4月17日には、被害が甚大であった熊本県上益城郡益城町に義援金を贈呈するなどして支援活動を継続して行っています。

2018年6月からは、北九州市子ども家庭局及び公立大学法人北九州市立大学と協働で、北九州市小倉北区に「ウチヤマ子ども食堂」をオープンし、月2回地域の子どもたちに、あたたかくおいしい食事を提供する活動をはじめました。現在、社会問題となりつつある子どもたちの「孤食」を予防するとともに、「食」に対する興味や知識を増やす「食育」の場となるようにしていきたいと考えております。

今後におきましても、経済活動のみならず、社会への貢献が企業の重要な責務であると考え、積極的に取り組んでまいります。

2. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2022年3月31日現在)

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
内山文治	代表取締役会長	株式会社さわやか倶楽部代表取締役会長 株式会社ボナー代表取締役会長
山本武博	代表取締役社長	株式会社さわやか倶楽部代表取締役社長 PT.Sawayaka Fujindo Indonesia 代表コミサリス
歌野繁美	専務取締役	株式会社ボナー代表取締役社長
吉岡信之	取締役	株式会社さわやか倶楽部取締役
二村浩司	取締役	株式会社ボナー専務取締役
窪田康二郎	取締役	株式会社さわやか倶楽部取締役 株式会社ボナー取締役
矢田逸夫	取締役	
川村謙二	取締役 (常勤監査等委員)	株式会社さわやか倶楽部監査役 株式会社ボナー監査役
住川守	取締役 (監査等委員)	住川守税理士事務所代表
岸本進一郎	取締役 (監査等委員)	公認会計士岸本会計事務所代表
神尾康生	取締役 (監査等委員)	神尾康生公認会計士事務所代表 税理士法人神尾アンドパートナーズ代表社員 株式会社きよくとう監査役

- (注) 1. 取締役矢田逸夫氏、住川守氏、岸本進一郎氏、神尾康生氏は、社外取締役であります。
2. 情報収集その他監査の実効性を高め監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 当社は取締役矢田逸夫氏、住川守氏、岸本進一郎氏、神尾康生氏を、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員住川守氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査等委員岸本進一郎氏、神尾康生氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役矢田逸夫氏並びに監査等委員である取締役川村謙二氏、住川守氏、岸本進一郎氏、神尾康生氏との間で会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟を含む法律上の争訟費用及び損害賠償金を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役全員であり、連結子会社である株式会社さわやか倶楽部、株式会社ボナーの取締役及び監査役も当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を2021年2月19日開催の取締役会において定めており、その概要は以下のとおりであります。

当社は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、固定報酬としての基本報酬のみとしており、業績連動報酬又は非金銭報酬等は採用していません。当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

当社は、指名報酬委員会を設置しており、取締役会より委任を受けた指名報酬委員会が取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額を、株主総会の決議による報酬総額の限度内において、決定方針との整合性を踏まえて決定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定については、過半数の委員を独立社外取締役で構成される指名報酬委員会が、公平性・透明性・客観性を確保しながら検討を行っているため、取締役会は、指名報酬委員会の答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

監査等委員である取締役の報酬につきましては、業務執行から独立した立場であるため、基本報酬のみを支給しております。株主総会で定められた報酬限度額の範囲内で、役職・職責に応じて基本報酬を算定し、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査等委員でない取締役の金銭報酬の額は、2017年6月27日開催の第11回定時株主総会において年額300,000千円以内（うち、社外取締役の報酬額は年額10,000千円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は10名（うち、社外取締役は2名）です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2017年6月27日開催の第11回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき指名報酬委員会が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、株主総会の決議による報酬総額の限度内において、個人別の報酬等の内容の決定を委任するものであります。

これらの権限を委任した理由は、過半数の委員を独立社外取締役で構成する当社取締役会の任意の諮問委員会であり、報酬等の決定に関する手続きの公正性・透明性・客観性を確保するためであります。同委員会は、代表取締役社長である山本武博を委員長として、代表取締役会長内山文治、社外取締役の住川守、岸本進一郎及び神尾康生の5名で構成されております。

取締役会は、当該権限が指名報酬委員会によって適切に行使されるよう、指名報酬委員会で審議の上、その答申をふまえて取締役会が決議する措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員であるものを除く。) (うち社外取締役)	151,844千円 (600千円)	151,844千円 (600千円)	—	—	8名 (1名)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	15,043千円 (7,200千円)	15,043千円 (7,200千円)	—	—	5名 (3名)

(注)取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(5) 社外役員に関する事項

① 役員の重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
取締役 (監査等委員)	住 川 守	住川守税理士事務所と当社との間には特別な関係はありません。
取締役 (監査等委員)	岸 本 進一郎	公認会計士岸本会計事務所と当社との間には特別な関係はありません。
取締役 (監査等委員)	神 尾 康 生	神尾康生公認会計士事務所代表、税理士法人神尾アンドパートナーズ代表及び株式会社きょくとう監査役を兼任しており、現在当社及び連結子会社である株式会社さわやか倶楽部の顧問税理士でもあります。同法人と当社及び連結子会社である株式会社さわやか倶楽部との間には顧問契約に基づく少額の取引がありますが、同法人と当社との間に、人的関係、資本関係又はその他利害関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	活 動 状 況
取締役	矢 田 逸 夫	当事業年度開催の取締役会に17回中10回出席（出席率58.8%）し、議案に対し主に出身分野である行政機関で培った経験・見地から、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	住 川 守	当事業年度開催の取締役会に17回中17回出席（出席率100%）し、税理士としての専門的見地から、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。 当事業年度開催の監査等委員会に13回中13回出席（出席率100%）し、税理士としての専門的見地から、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
取締役 (監査等委員)	岸 本 進一郎	当事業年度開催の取締役会に17回中17回出席（出席率100%）し、公認会計士及び税理士としての専門的見地から、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。 当事業年度開催の監査等委員会に13回中13回出席（出席率100%）し、公認会計士及び税理士としての専門的見地から、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
取締役 (監査等委員)	神 尾 康 生	当事業年度開催の取締役会に17回中17回出席（出席率100%）し、公認会計士及び税理士としての専門的見地から、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。 当事業年度開催の監査等委員会に13回中13回出席（出席率100%）し、公認会計士及び税理士としての専門的見地から、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

③社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

当社は社外取締役を4名選任しており、そのうち3名は監査等委員であります。社外取締役が企業統治において果たす役割及び機能については、当社及び各関連子会社の取締役会に出席し、社外取締役より公正かつ客観的な立場から必要に応じて助言及び発言等を受けることにより、経営者の説明責任が果たされ経営の透明性確保が実現できるとともに、専門分野での豊富な経験・知識が当社の経営に活かされるものと考えております。社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係は、社外取締役が取締役会に出席するなどして、内部監査、監査等委員監査及び会計監査の状況等を把握し、経営監督を行っているほか、それぞれが相互に監査の実効性・有効性を高めるために緊密に情報交換を行うなどして連携を図っております。また、効率的な監査を実施するため、必要に応じて会計監査人と情報交換を行うなどして、監査品質の向上に努めるとともに内部統制に関する事項について意見交換を行うなどしております。当事業年度における取締役会及び監査等委員会の出席状況については、②当事業年度における主な活動状況に記載しております。

更には、取締役会の諮問機関として、過半数の独立社外取締役から構成される指名報酬委員会を設置し、取締役の指名・報酬といったガバナンス上の重要な事項について審議することとしており、公平性・客観性・透明性を確保するとともに、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ることとしております。当事業年度は1回開催され、委員の出席率は100%でした。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨て、比率については表示単位未満を四捨五入としております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	15,662,265	流動負債	9,390,544
現金及び預金	12,047,510	買掛金	573,849
売掛金	2,246,296	短期借入金	3,237,800
商売用不動産	32,266	1年内償還予定の社債	60,000
貯蔵品	390,947	1年内返済予定の長期借入金	2,999,160
その他の	7,447	未払法人税等	279,479
	937,796	契約負債	136,808
固定資産	14,908,182	賞与引当金	320,200
有形固定資産	9,452,563	株主優待引当金	20,192
建物及び構築物	5,853,013	資産除去債務	2,966
土地	2,966,357	その他の	1,760,086
建設仮勘定	343,622	固定負債	8,294,701
その他の	289,568	社債	60,000
無形固定資産	42,555	長期借入金	6,907,313
ソフトウェア	23,432	繰延税金負債	480,133
その他の	19,123	資産除去債務	469,499
投資その他の資産	5,413,063	株式給付引当金	3,511
投資有価証券	1,290,176	その他の	374,243
長期貸付金	219,468	負債合計	17,685,245
繰延税金資産	6,616	(純資産の部)	
敷金及び保証金	2,418,117	株主資本	12,897,595
その他の	1,507,553	資本	2,222,935
貸倒引当金	△28,868	資本剰余金	2,664,695
		利益剰余金	9,174,384
		自己株式	△1,164,420
		その他の包括利益累計額	△12,393
		その他有価証券評価差額金	△6,213
		為替換算調整勘定	△6,180
		純資産合計	12,885,201
資産合計	30,570,447	負債・純資産合計	30,570,447

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	24,958,158
売上原価	23,901,741
売上総利益	1,056,416
販売費及び一般管理費	1,585,586
営業損失	529,169
営業外収益	
受取利息	15,282
受取配当金	22,678
受取手数料	110,451
受取保険金	110,137
補助金の収入	140,999
その他の収入	98,857
営業外費用	
支払利息	59,931
災害損失	60,933
その他の損失	18,366
経常損失	139,231
特別利益	169,994
固定資産売却益	21,032
投資有価証券売却益	2,000
助成金の収入	1,030,703
特別損失	1,053,736
固定資産除却損	5,640
減損損失	387,566
関係会社株式売却損	5,842
臨時休業等による損失	613,996
税金等調整前当期純損失	1,013,045
法人税、住民税及び事業税	129,303
法人税等調整額	494,212
当期純損失	26,526
親会社株主に帰属する当期純損失	520,739
	650,043
	650,043

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社ウチヤマホールディングス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

九州事務所

指定有限責任社員 公認会計士 沖 聡 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 柳 承煥 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ウチヤマホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウチヤマホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,596,431	流動負債	1,047,312
現金及び預金	3,564,923	1年内返済予定の長期借入金	966,012
貯蔵品	7,447	未払金	29,118
前払費用	6,537	未払費用	6,729
未収還付法人税等	16,620	賞与引当金	5,950
その他	901	株主優待引当金	20,192
固定資産	3,519,541	その他	19,310
有形固定資産	14,563	固定負債	1,262,720
建物	374	長期借入金	1,261,635
構築物	283	株式給付引当金	584
工具、器具及び備品	13,905	その他	500
無形固定資産	1,704	負債合計	2,310,032
ソフトウェア	1,704	(純資産の部)	
投資その他の資産	3,503,273	株主資本	4,805,941
関係会社株式	628,730	資本金	2,222,935
出資金	10	資本剰余金	2,675,305
関係会社長期貸付金	3,293,050	資本準備金	1,939,791
従業員に対する長期貸付金	3,736	その他資本剰余金	735,513
長期前払費用	163	利益剰余金	1,072,120
繰延税金資産	6,616	利益準備金	20,192
保険積立金	635,726	その他利益剰余金	1,051,928
その他	5,418	繰越利益剰余金	1,051,928
貸倒引当金	△1,070,177	自己株式	△1,164,420
		純資産合計	4,805,941
資産合計	7,115,973	負債・純資産合計	7,115,973

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営業収益		
業務受託収入	393,600	
経営指導料	113,462	
関係会社受取配当金	140,560	647,622
販売費及び一般管理費		
役員報酬	166,887	
給与	128,249	
与引当金繰入額	5,950	
法定福利費	30,635	
減価償却費	6,674	
賃借料	32,047	
支払手数料	57,909	
株主優待引当金繰入額	20,155	
その他	76,824	525,333
営業利益		122,289
営業外収益		
受取利息	40,547	
受取配当金	0	
受取除解約益	9,046	
その他	4,633	54,228
営業外費用		
支払利息	9,404	
その他	67	9,472
特別利益		167,045
特別投資損失引当金戻入額	153,789	153,789
特別損失		
固定資産除却損	775	
貸倒引当金繰入額	1,070,177	
関係会社株式評価損	421,115	
関係会社株式売却損	180	1,492,248
税引前当期純損失		1,171,413
法人税、住民税及び事業税	17,348	
法人税等調整額	△2,087	15,260
当期純損失		1,186,674

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社ウチヤマホールディングス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

九州事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 沖 聡 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柳 承煥 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ウチヤマホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第16期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、常勤監査等委員が重要な子会社の監査役を兼務しており、各子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその他の附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月19日

株式会社ウチヤマホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員	川 村 謙 二	㊟
監査等委員	住 川 守	㊟
監査等委員	岸 本 進一郎	㊟
監査等委員	神 尾 康 生	㊟

(注) 監査等委員住川守、岸本進一郎及び神尾康生は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、下記のとおりと致したいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金10円 総額194,031,730円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

1. 当社グループの業容拡大にともない、現行定款第2条（目的）につきまして、新たな事業を追加するとともに、事業目的各号記載の順序の整理及び変更を行うものであります。
2. 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり変更を行うものであります。
 - ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設、削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案（変更部分は下線で示す。）のとおりに改めたいと存じます。

現 行 定 款	変 更 案
第1条（条文省略） （目 的） 第2条（条文省略） 1（条文省略） (1)～(26)（条文省略） 2～5 <u>（新設）</u>	第1条（条文省略） （目 的） 第2条（条文省略） 1（条文省略） (1)～(26)（条文省略） 2～4（条文省略） 5 <u>有料職業紹介事業</u> 6 <u>登録支援事業</u> 7 <u>職業訓練事業</u> 8 <u>特定技能外国人支援事業</u> 9 <u>上記各項に附帯する一切の業務</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3条～第14条 (条文省略) <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に関し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> <u>(新設)</u></p>	<p>第3条～第14条 (条文省略)</p> <p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p>附則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6ヵ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u> 3. <u>本附則は、施行日から6ヵ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

監査等委員でない取締役全員（7名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員でない取締役7名の選任をお願いするものであります。

監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	内山文治 (1941年4月12日生)	1971年6月 内山ビル株式会社代表取締役社長 1984年10月 株式会社ウチャマアーベスト代表取締役社長 1984年10月 株式会社ボナー取締役 1987年3月 株式会社ハウス二十二代表取締役社長 1998年2月 有限会社コウノ取締役 2004年12月 株式会社さわやか倶楽部代表取締役社長 2006年10月 当社代表取締役社長 2009年11月 株式会社さわやか天の川（現株式会社さわやか倶楽部）代表取締役社長 2021年4月 当社代表取締役会長（現任） 株式会社さわやか倶楽部代表取締役会長（現任） 株式会社ボナー代表取締役会長（現任） 現在に至る （重要な兼職の状況） 株式会社さわやか倶楽部代表取締役会長 株式会社ボナー代表取締役会長	2,104,820株

〔取締役候補者とした理由〕

候補者は、創業者として、創業以来長年にわたって当社グループの経営にあたり、今日の当社グループの礎を築いてまいりました。今後、当社グループが更なる成長、発展するためには、同氏のリーダーシップと豊富な経験が果たす役割は大きいと期待し、同氏を引き続き取締役候補者としております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	やまもと たけひろ 山本 武博 (1971年1月30日生)	1994年7月 有限会社サイトウ入社 2002年3月 有限会社ノア取締役 2002年3月 有限会社コウノ取締役 2002年3月 株式会社ゼンコーポレーション取締役 2004年2月 内山ビル株式会社監査役 2005年11月 株式会社ボナー専務取締役 2006年10月 当社専務取締役 2008年3月 当社専務取締役経営企画室長 2010年6月 株式会社さわやか倶楽部専務取締役 2020年6月 当社代表取締役専務経営企画室長 株式会社さわやか倶楽部代表取締役専務 2021年4月 当社代表取締役社長（現任） 株式会社さわやか倶楽部代表取締役社長（現任） 2022年1月 PT.Sawayaka Fujindo Indonesia代表コミサリス（現任） 現在に至る （重要な兼職の状況） 株式会社さわやか倶楽部代表取締役社長 PT.Sawayaka Fujindo Indonesia代表コミサリス	14,000株
<p>〔取締役候補者とした理由〕 候補者は、経営企画の責任者として主にIPOや中期経営計画の推進、IR等に携わってまいりました。これまでの豊富な経験と実績から、当社グループの企業価値を向上させる事を期待し、当社の取締役として適切な人材であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としております。</p>			
3	うたのしげみ 歌野 繁美 (1965年6月28日生)	1990年9月 内山ビル株式会社入社 1994年6月 株式会社アメニティー取締役 1995年10月 株式会社ゼンコーポレーション取締役 1998年1月 内山ビル株式会社取締役 2005年11月 株式会社ボナー専務取締役 2006年10月 当社専務取締役（現任） 2011年4月 株式会社ボナー代表取締役社長（現任） 現在に至る （重要な兼職の状況） 株式会社ボナー代表取締役社長	61,300株
<p>〔取締役候補者とした理由〕 候補者は、当社グループの主要な事業会社である株式会社ボナーの代表取締役社長を務めております。不動産事業、カラオケ事業及び飲食事業に長年携わり、同分野での経験と実績を有しております。今後も、これまでの経験と経営全般に関する知見をもとに当社の取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと期待し、同氏を引き続き取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
※ 4	川村謙 (1961年8月30日生)	2003年8月 有限会社コウノ入社 2005年6月 株式会社さわやか倶楽部取締役 2006年10月 当社取締役 2021年6月 当社取締役(監査等委員)(現任) 株式会社さわやか倶楽部監査役(現任) 株式会社ボナー監査役(現任)	16,000株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>候補者は、当社グループの主要なセグメントである介護事業に長年携わっております。また、医療機関での勤務経験も豊富で、介護、医療の両分野にまたがる幅広い見識と専門性を有しております。これらの経験と実績から当社の取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと考え、同氏を新たに取締役候補者としております。</p>			
5	二村浩司 (1976年1月15日生)	1996年5月 株式会社ボナー入社 2002年3月 有限会社ノア取締役 2002年3月 有限会社コウノ取締役 2002年3月 株式会社ゼンコーポレーション取締役 2005年11月 株式会社ボナー常務取締役 2010年6月 当社取締役(現任) 2011年4月 株式会社ボナー専務取締役(現任) 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社ボナー専務取締役	31,000株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>候補者は、当社グループの主要なセグメントであるカラオケ事業及び飲食事業に長年携わっております。カラオケや飲食店舗のオペレーションに精通しており、豊富な経験と実績を有しております。今後も、当社の取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと期待し、同氏を引き続き取締役候補者としております。</p>			
6	窪田康二郎 (1966年2月7日生)	1994年12月 株式会社ウチャマアールベスト(現株式会社ボナー)入社 2006年10月 当社経理部長(現任) 2021年6月 当社取締役(現任) 株式会社さわやか倶楽部取締役(現任) 株式会社ボナー取締役(現任) 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社さわやか倶楽部取締役 株式会社ボナー取締役	6,000株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>候補者は、現在は経理部長を務めておりますが、入社時より不動産事業または介護事業に従事するなど豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、今後は当社の経営理念を的確、公正かつ効率的に遂行し当社の健全性の維持、中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物と期待し、同氏を引き続き取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	矢田逸夫 (1940年2月12日生)	1964年2月 北九州市役所小倉北福祉事務所入職 2000年3月 財団法人北九州上下水道協会入職 2008年6月 当社監査役 2014年6月 当社取締役(現任) 現在に至る	一株

〔社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要〕

候補者は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、長年北九州市役所での豊富な業務経験を通じ、特に小倉北福祉事務所では福祉行政に深く精通し、人格、見識の上で職務を適切に遂行していただいております。引き続き社外取締役候補者といたしました。選任後は、小倉北福祉事務所にて福祉行政に精通した知見を活かし、社外取締役としてその職務を適切に遂行していただけることを期待しております。

(注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。

川村謙二氏は、現在、当社の監査等委員である取締役であります。本総会で取締役(監査等委員である取締役を除く。)に選任されることを条件に、本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役を辞任します。

2. 各取締役候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

3. 矢田逸夫氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員と指定し、同取引所に届け出ております。

4. 当社は、矢田逸夫氏との間で会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお本総会において、本議案が承認された場合、当社は矢田逸夫氏と当該契約を継続する予定であります。

5. 矢田逸夫氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。

6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟を含む法律上の争訟費用及び損害賠償金を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

7. 各取締役候補者の所有する当社株式の数には、ウチャマホールディングス役員持株会における持分は含めておりません。

第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役の川村謙二氏は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）就任のため、本総会で取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任されることを条件に、本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役を辞任いたします。また、神尾康生氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
※1	よし おか のぶ ゆき 吉 岡 信 之 (1956年1月2日生)	2002年3月 社会福祉法人さわやか会事務長 2006年10月 当社取締役（現任） 2007年3月 株式会社さわやか倶楽部取締役（現任） 現在に至る	24,700株
〔取締役候補者とした理由〕 候補者は、当社グループの主要なセグメントである介護事業に長年携わっております。介護支援専門員の資格を持ち、介護分野における豊富な業務経験と専門的な知見を有していることから、これらの経験と実績から当社の監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと考え、同氏を新たに監査等委員である取締役候補者としております。			
2	か み お や す お 神 尾 康 生 (1967年12月17日生)	1994年10月 センチュリー監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入所 2013年1月 税理士法人神尾アンドパートナーズ入所 2013年1月 神尾康生公認会計士事務所開所（現任） 2015年8月 税理士法人神尾アンドパートナーズ代表社員（現任） 2019年5月 株式会社さよくとう監査役（現任） 2020年6月 当社取締役（監査等委員）（現任） 現在に至る （重要な兼職の状況） 神尾康生公認会計士事務所代表 税理士法人神尾アンドパートナーズ代表社員 株式会社さよくとう監査役	8,000株
〔社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要〕 候補者は、公認会計士として大手監査法人に勤めた経歴があり、高い識見と経験を有しております。また、企業会計の実務に長年にわたり携わっていることなどから、直接企業経営に関与した経験を有しないものの当社の監査等委員である社外取締役としての役割を十分に果たすことができるものと考え、同氏を引き続き候補者としております。選任後は、公認会計士、税理士としての会計の専門的な知見を活かし、当社の監査等委員である社外取締役の職務を遂行していただけることを期待しております。			

- (注) 1. ※印は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各監査等委員である取締役候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 本総会において、本議案が承認された場合、当社は吉岡信之氏との間で会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
4. 当社は、神尾康生氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、本総会において、本議案が承認された場合、当社は神尾康生氏と当該契約を継続する予定であります。
5. 神尾康生氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。また、当社監査等委員である社外取締役としての在任期間は2年であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟を含む法律上の争訟費用及び損害賠償金を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
7. 神尾康生氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、当社は神尾康生氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
8. 各監査等委員である取締役候補者の所有する当社株式の数には、ウチヤマホールディングス役員持株会における持分は含まれておりません。

【ご参考】

取締役及び監査等委員である取締役のスキルマトリックス
 (本総会において各取締役候補者が選任された場合)

No.	区分	氏名	性別	現在の職位	取締役就任	企業経営 経営戦略	コーポレート ガバナンス
1	社内	内山 文治	男	代表取締役会長	2006年10月2日	○	○
2	社内	山本 武博	男	代表取締役社長	2006年10月2日	○	○
3	社内	歌野 繁美	男	専務取締役	2006年10月2日	○	○
4	社内	川村 謙二	男	取締役	2022年6月23日	○	○
5	社内	二村 浩司	男	取締役	2010年6月28日	○	○
6	社内	窪田 康二郎	男	取締役	2021年6月24日	○	○
7	社外	矢田 逸夫	男	社外取締役	2014年6月26日	○	○
8	社内	吉岡 信之	男	取締役 (監査等委員)	2022年6月23日	○	○
9	社外	住川 守	男	社外取締役 (監査等委員)	2017年6月27日	○	○
10	社外	岸本 進一郎	男	社外取締役 (監査等委員)	2017年6月27日	○	○
11	社外	神尾 康生	男	社外取締役 (監査等委員)	2020年6月24日	○	○

No.	財務会計	法務	人材開発	営業マーケティング	顧客満足	M&A	監査監督
1			○	○	○	○	
2	○	○	○	○	○	○	
3		○	○	○	○	○	
4		○		○	○		○
5		○	○	○	○		
6	○	○	○				
7		○			○		○
8		○	○		○		○
9	○	○					○
10	○	○					○
11	○	○					○

以上

株主総会会場ご案内図

<会場> JR九州ステーションホテル小倉 5階 「飛翔の間」
福岡県北九州市小倉北区浅野1丁目1番1号
TEL 093-541-7111 (代表)

